

国官会第 3186-3 号  
国地契第 92 号  
国北予第 37 号  
平成 24 年 3 月 19 日

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省北海道局予算課長

### 競争入札における入札保証に関する取扱いについて

競争入札における入札保証に関する取扱いについては、「競争契約入札心得」（平成 24 年 3 月 19 日付け国官会第 3170 号、国地契第 90 号、国北予第 35 号）第 3 条において規定されているところであるが、入札保証を要する場合の取扱いを下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施することとされたい。

なお、「競争入札における入札保証に関する取扱い」（平成 18 年 10 月 16 日国官会第 1033 号、国地契第 66 号）は廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までに入札手続を開始したものについては、なお従前の例による。

### 記

#### 1 競争入札における入札保証

- ① 競争契約入札心得第 3 条に規定するとおり、契約担当官等（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以

下同じ。)は、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に対し、見積金額の100分の5以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる入札保証のいずれかを求め、入札書の提出期限前に同表の左欄に掲げる入札保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、競争契約入札心得第3条第1項の「入札保証金に代わる担保」については、国債(利付国債に限る。以下同じ。)及び契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第5条第1項第7号に規定する銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証に限るものとし、「銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)とする。

入札保証金の納付	保管金領収証書(入札参加者が見積金額の100分の5以上の金額に相当する金額の金銭を地方整備局、北海道開発局又は事務所等の保管金取扱店(以下「保管金取扱店」という。)に納付し、保管金取扱店から交付を受けたもの)及び保管金提出書(別記様式1)
入札保証金に代わる担保としての国債の提供	政府担保振替国債提供書(政府担保振替国債取扱規則(平成23年財務省令第15号)第2号書式(入札参加者が見積金額の100分5以上の金額に相当する金額の国債を記載したもの))及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。)
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
入札保証保険契約の締結	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

## 2 入札保証に係る書類の提出時における取扱い

### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から、保管金領収証書及び保管金提出書

(別記様式1)の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、①の保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏(分任官及び代理を含む。以下同じ。)に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管するものとする。

③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書(保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第1号書式)を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管するものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

## (2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

ロ 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債が、利付国債であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、①の政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書確認資料の写しを保管するものとする。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を受領したときは、政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であることに誤りがない

かを確認の上、承認したときは政府担保振替国債提供書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は政府担保振替国債提供書の写しを保管するものとする。

- ④ 有価証券取扱主任官は地方整備局、北海道開発局又は事務所等の政府担保振替国債保管口座がある日本銀行（本店又は支店をいう。以下「振替国債取引店」という。）から日本銀行政府担保振替国債取扱規則（平成 23 年財務省令第 14 号）第 2 条第 1 項の規定による通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において増額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保振替国債受入済通知書（政府担保振替国債取扱規則第 3 号書式）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等及び有価証券取扱主任官は政府担保振替国債受入済通知書の写しを保管するものとする。

### （3）銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官は、入札参加者から、入札についての銀行等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次ぎに掲げる事項等提出書類に誤りがないか確認をするものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保証委託者が入札参加者であること。

ニ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。

ホ 保証債務の内容が、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

へ 保証に係る工事の工事名（設計業務等委託契約の場合にあつては、業務名。以下同じ。）が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ト 保証期間が、書類の提出日から落札者決定の日から 7 日を経過した日以降の日であつて契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

チ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 カ月以上確保されていること。

- ② 契約担当官等は、①の保証書を保管するものとする。

### （4）入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から、入札保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- イ 被保険者が契約担当官等であること。
  - ロ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
  - ハ 保険契約者が入札参加者であること。
  - ニ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
  - ホ 契約の内容としての工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
  - ヘ 保険期間が、書類の提出日から落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。
- ② 契約担当官等は、①の入札保証保険に係る証券を保管するものとする。

### 3 落札者決定後の取扱い

契約担当官等は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、落札者決定後、入札保証金を還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約締結後、入札保証金を還付するものとする。

#### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者に対し、保管金払渡請求書（別記様式2）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書案の提出と同時に提出させるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
  - イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。
  - ロ 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。
- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の保管金払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載の口座に保管金を振込む旨の国庫金振込請求書及び国庫金振込明細票とともに保管金取扱店に送付するものとする。
  - イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されてい

る印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者に対し、政府担保振替国債払渡請求書（政府担保振替国債取扱規則第4号書式）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書案の提出と同時に提出させるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府担保振替国債払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

ロ 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2(2)④の政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の政府担保振替国債払渡請求書を受領したときは、政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2(2)④の政府担保振替国債受入済通知書と同一であることに誤りがないかを確認の上、政府担保番号を示して政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座への振替を取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債取引店に申請したものの写しを保管するものとする。

④ 有価証券取扱主任官は、振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規則第3条第2項の通知を受けたときは、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保番号とともに政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされた旨の通知書（別記様式3（以下「振替国債払渡通知書」という。））を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。この場合、入札参加者に振替国債払渡通知書を受領した旨を政府担保振替国債払渡請求書に記載させ、記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債払渡通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、振替国債払渡通知書及び政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を入札参加者を經由して銀行等に返還するものとする。なお、銀行等の保証書を入札参加者に交付する際には、入札参加者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式4）を提出させ、受領書及び保証書の写しを入札書に綴っておくものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

契約担当官等は、入札保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）を落札者決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においてもそのまま入札書に綴っておくものとする。

4 保証期間不足時の取扱い

契約担当官等は、銀行等による保証期間が契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保証期間を変更契約書の提出日から契約担当官等が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。なお、入札保証保険の場合にあっては、保険期間は落札者については契約が締結されるまで、また、落札者以外の者については落札者決定後まで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 契約担当官等は、入札参加者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ホ 変更後の保証期間に変更契約書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれていること。

へ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

(2) 契約担当官等は、(1)の変更契約書を入札書と一緒に綴っておくものとする。

5 落札者が契約を結ばない時の取扱い

(1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、歳入歳出外現金出納官吏に入札保証金に係る保管金を歳入へ納入する旨の依頼書（別記様式5）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、依頼書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の依頼書を受領したときは、当該地方整備局、北海道開発局又は事務所等を振替先とする国庫金振替書を発し、国庫金振替書の支払科目に「保管金」と記入し、受入科目に歳入年度、所管（主管）及び会計名を記載し、表面余白に「徴収決定済」の印を押し、保管金取扱店に送付するものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、有価証券取扱主任官に入札保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（別記様式6）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、通知書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の通知書を受領したときは、本省大臣官房会計課長に報告し、取扱いについての指示を受けるものとし、また政府担保番号を示して政府担保振替国債所有口座への振替を振替国債取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は振替国債取引店に申請したものの写しを保管するものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保証金額を記載した保証金請求書（別記様式7）を銀行等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生の通知を行うものとする。なお、契約担当官等は、保証金請求書及び債権発生の通知の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生の通知を受領したときは、調査確認を行い、銀行等あて納入告知書を送付するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保険金額を記載した保険金請求書（別記様式7）及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、契約担当官等は、保険金請求書及び債権発生の通知の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生の通知を受領したときは、調査確認を行い、保険会社あて納入告知書を送付するものとする。

6 入札保証金に不備があるときの取扱いについて

入札保証金の未納付等又は書類に不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当するときは、競争契約入札心得第6条第11号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第3項第1号又は第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第11号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

なお、入札説明書に「入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。」旨及び別表を記載するものとする。

7 現場説明書への記載事項

現場説明書に、別添2の現場説明書記載例により、入札の保証についての説明事項を記載するものとする。

8 入札保証の取扱いについて

入札保証金の納付等に係る書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。
- 2 北海道開発局においては、一元的な事業実施に係る契約制度の運営の観点から、北海道局予算課へ事前に報告の上、本則と異なる取扱いを行うことを妨げないものとする。

別記様式1

(A4)

保管金提出書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由)

歳入歳出外現金出納官吏  
年 月 日

官 職

氏 名

殿

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

---

工 事 名

(業 務 名)

[注] 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式 2

(A 4)

保管金払渡請求書

(払渡の事由)

歳入歳出外現金出納官吏  
年 月 日

官 職

氏 名

殿

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金

保管金提出書の  
日付及び番号

平成 年 月 日  
平成 年度 第 号

振 込 先

銀 行

支 店

口 座

1. 普 通

2. 総 合

3. 当 座

名 義

支店番号

口座番号

別記様式 3

(A 4)

平成 年 月 日

(入札参加者 住 所 氏 名) 殿

取扱主任官  
官 職 氏 名 (印)

入札保証金に代わる振替国債の払渡しについて (通知)

政府担保振替国債払渡請求書において請求のあった下記振替国債について、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされましたので政府担保振替国債取扱規則第 4 条第 3 項に基づき通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式 4

(A 4)

保証書に係る受領書

契 約 担 当 官 等                      官 職                      氏 名                      殿

年    月    日

住 所

氏 名                                      (印)

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領した  
ので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責  
任を負うことを約します。

別記様式 5

(A 4)

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏 殿

契約担当官等  
官 職 氏 名

入札保証金に係る保管金の歳入の納入について (依頼)

会計法第 29 条の 4 の規定により納付された下記保管金について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	平成 年度 第 号	種 目	入札保証金
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

別記様式 6

(A 4)

平成 年 月 日

有価証券取扱主任官 殿

契約担当官等  
官 職 氏 名

入札保証金に代わる国債振替の国庫帰属について（通知）

会計法第 29 条の 4 の規定により納付された下記振替国債について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、国庫に帰属したことを通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式 7

(A 4)

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

（銀行等又は保険会社名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等 官 職 氏 名 （印）

落札者〇〇〇と工事請負契約（工事名〇〇〇）の締結に至りませんでしたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 円

証券番号

---

[注] ・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

・設計業務等委託契約の場合にあつては、必要な箇所を取り繕って作成する。

別添1 保管金領収証書例

保管金領収証書

(A6)

第 号

保	管	金
---	---	---

金 額	¥	
-----	---	--

上記の金額を領収しました。

平成「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店 [印]

歳入歳出外現金出納  
官吏「官氏名」殿

## 別添 2 現場説明書記載例

### ○入札保証について

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の①から④までのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] イ 保管金領収証書は、「（保管金取扱店名）」に見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「（歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名）」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

#### ② 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの）

[注] イ 政府担保振替国債提供書は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。

ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「（有価証券取扱主任官 官職 氏名）」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

#### ③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」

という。) とする。

- ロ 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、書類の提出日から落札者決定の日から 7 日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。
- リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証  
保険契約に係る証券

[注] イ 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が  
保険金を支払うことを約する保険である。

- ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保険金額は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上とすること。
- ヘ 保険期間は、書類の提出日から落札者決定の日から 7 日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
- ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。

<別表>

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		